組織委員会担当確認
 平成 30 年 5 月 22 日

 東京都作業部会確認
 平成 30 年 6 月 6 日

事業名 テストイベント事業委託について (第四次発注分)

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
		本事業は、テストイベント各種計画立案等支	
		援業務及び本大会計画立案等支援業務に関	
経費の負担が平成 29		する外部委託。	
年5月31日の合意の		よって、①パラリンピック競技・選手に深く	
考え方に基づくもの		関わり、かつ②経費の内容が公費負担の対象	
であること		として適切と考えられ、5/31 合意に基づき、	
		パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が	
		負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、		テストイベントおよび本大会の各種計画立	
大会運営を担う組織		案等は、組織委員会が全体最適性を担保すべ	
委員会が一括して執		き観点から一元的に実施すべき事業であり、	
行した方が効率的、効		執行も一括した方が効率的かつ効果的と考	
果的であること		える。	
経費の内容等		テストイベント及び本大会実施にあたって	
が必要性(必要	必要	は、本大会計画の把握・精査およびテストイ	
な内容、機能か	性	ベント向けの会場運営計画・競技運営計画の	
など)、効率性		策定が必須である。	
(適正な規模、		V2 精査額の範囲内であるとともに、競技ご	
単価かなど)、	効 率	とではなく、会場ごとに束ねる形で一定のク	
納得性(類似の	性	ラスター単位で発注しており、計画の重複が	
ものと比較し		生まれない効率的な発注方法である。	
て相応かなど)		オリパラ固有の業務であるため類似案件は	
等の観点から	納得	存在しないが、会場ごとに総合評価方式によ	
妥当なもので	性	る入札を実施するため、適切な競争原理が働	
あること		く形での発注額となる。	
その他経費の内容等		会場運営計画・競技運営計画は、まさに会	
が公費負担の対象と		場・競技運営の根幹をなすものであり、パラ	
して適切なものであ		リンピックの競技・選手に深く関わる事業と	
ること		いえ、公費負担の対象として適切といえる。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。